

後期高齢者医療被保険者 証の送付及び保険料のお 知らせ

(町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっております。8月1日から使用される被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は返却または裁断するなどして処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方(一定の障害をお持ちの方は65歳以上)が加入する制度です。

お問い合わせ

町民税務課

(資格) 町民 ☎ (84) 1965
(保険料) 税務 ☎ (84) 1966

国民健康保険高齢受給者 証の送付

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっております。8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は返却または裁断するなどして処分してください。

医療機関にかかる際には、被保険者証と高齢受給者証を一括に提出してください。

国民健康保険高齢受給者証とは

○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

※受給者証は70歳の誕生月の翌月1日(1日生まれの方は誕生月)から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。(75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます)

○負担額 外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割) : 各種控除後の課税所得額が14.5万円未満

3割 : 各種控除後の課税所得額が14.5万円以上(一定以上所得者)

※負担割合は毎年判定します。

※3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)となります。(該当する方には通知します)

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更があったときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

お問い合わせ

町民税務課 町民 ☎ (84) 1965 (直通)

ごみの出し方の注意点

(生活安全課)

ごみの分別方法について、次のことに注意をお願いします。

【雑草】

土をきちんと払い落とし、土が付いていない状態で袋に入れ、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。

※土や泥は混入させないでください。

【ペットボトル】

ペットボトルは、飲料、酒類、しょうゆが入っていたもので、無色透明なもののみです。

ラベルとキャップをきちんと分別して出してください。

※色付きのペットボトル、洗剤や油が入っていた容器は、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。

【かん類】

お菓子の缶や粉ミルクの缶については、不燃ごみとなりますので、かん類に混入させず、不燃ごみの回収日に集積所に出してください。

【剪定枝】

1本の太さが5cm以下、束ねた直径が30cm以下になるように束ねてください。

【ペットのふん】

ペットのふんの後始末は飼い主の義務です。必ず回収し、可燃ごみとして処分してください。

分別の内容が守られていないものは、回収することができませんのでご注意ください。

その他、ごみの分別等で不明な点がありましたら、ごみ収集カレンダーでの確認または生活安全課までお問い合わせください。

※ごみ出しの時間は、当日の午前8時までです。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境 ☎ (84) 3618 (直通)